

船舶事故調査報告書

平成25年11月14日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年10月7日 06時00分ごろ～11時35分ごろの間）
発生場所	不明（秋田県男鹿市 ^{おが} 畠漁港 ^{はたけ} ～同漁港西方沖の間）
事故調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二大幸丸 ^{だいくわう} 、3.7トン AT3-7860（漁船登録番号）、個人所有 9.80m (Lr) × 2.60m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和61年1月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月17日 免許証交付日 平成21年5月25日 (平成27年5月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁のため、平成25年10月7日06時00分ごろ畠漁港を出港した。 船長の家族は、船長が帰港予定時刻になっても戻らないので、10時50分ごろ僚船に捜索を依頼した。 僚船は、11時35分ごろ、畠漁港西方沖において、無人の本船を発見し、船長がいないことを秋田漁業協同組合北浦総括支部畠支所（以下「畠支所」という。）に連絡を行い、畠支所は、11時40分ごろ海上保安庁に118番通報をした。 海上保安庁の巡視船及び航空機、秋田県消防防災航空隊所属の防災ヘリコプター、秋田県警察本部所属のヘリコプター及び秋田県水難救済会の所属船21隻（畠救難所14隻、戸賀救難所3隻及び北浦救難所4隻）によって船長の捜索が行われ、防災ヘリコプターが、14時30分ごろ、男鹿市所在の ^{にゅうどう} 入道埼灯台北方6.7km付近において、漂

	<p>流している船長を吊り上げて救助した。</p> <p>船長は、男鹿市内の病院に搬送されたが、14時50分ごろ死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約5m/s、視程 約10km</p> <p>海象：うねり波向 南、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかったものの、ふだん、操業中には救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、7日06時00分ごろ畠漁港を出港した後、11時35分ごろ、畠漁港西方沖において、無人の状態で見つされたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が畠漁港を出港した後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人乗りの漁船の船長は、漁ろうに従事している場合、救命胴衣を着用する必要があるため、漁場に向けて航行中においても、海中転落に備えて救命胴衣を着用しておくことが望ましい。